

## 那須塩原市・リンツ市姉妹都市提携10周年記念交流事業業務仕様書

### 1 業務の名称

那須塩原市・リンツ市姉妹都市提携10周年記念交流事業業務

### 2 事業概要

#### (1) 事業の目的

オーストリア共和国リンツ市との姉妹都市提携10周年を機に、これまでの交流レガシーを継承し、青少年訪問団の受入と公式派遣団等の派遣を一体的に実施することで、市民レベルの交流醸成と国際社会に対応できる人材育成を推進し、本市のさらなる国際化と発展を図る。

#### (2) 予定事業

内容	月日	場所	備考
①歓迎レセプション	5月13日(水) 18時～	那須塩原市内	市国際交流協会主催事業との連携
②市公式派遣団 リンツ市派遣	10月6日(火) ～14日(水)	リンツ市内 ウィーン市内	一部行程において市中学生海外派遣団に同行予定
③市民派遣団 (公募)	10月6日(火) ～14日(水)	リンツ市内 ウィーン市内	原則として市公式派遣団に同行予定
④祝賀レセプション	10月9日(金) 12時～	リンツ市内	現地要人を交えた姉妹都市提携10周年記念式典

#### (3) 行程表

別紙「公式派遣団行程表(案)」を参照すること。

#### (4) 予定人数

※関係機関との調整等により、人数は変更となる可能性がある。

内容	人数	備考
①歓迎レセプション	200名程度	市幹部職員、来賓、リンツ市青少年訪問団、ホストファミリー ほか
②市公式派遣団 リンツ市派遣	8名	市幹部職員4名(市長、議長、教育長、関係部長)、市職員4名
③市民派遣団 (公募)	10名程度	一般公募市民 ほか
④祝賀レセプション	130名程度	市公式派遣団、リンツ市関係者、現地来賓、市中学生海外派遣団、現地ホストファミリー ほか

### 3 履行場所

那須塩原市内 ほか

### 4 履行期間

契約日の翌日から令和9年1月29日(金)まで

### 5 業務内容(国内受入:リンツ市青少年訪問団歓迎レセプション)

#### (1) 会場設営及び運営

ア レセプション会場(割烹石山)の予約・確保及び会場設営(看板、受付、音響、座席配置等)を行うこと。午前中の「日本文化体験講座」から継続利用するため、原則として終日貸切とすること。

イ 合唱パフォーマンスに使用するピアノ1台を手配し、必要に応じて調律を行うこと。

#### (2) 食事の手配

ア 1名あたり6,000円程度(飲料代を含む)の食事を、200名分程度提供すること。

イ 日本の食文化を体験できるメニューを構成すること。

ウ アルコール飲料は、来賓のみを対象とした希望制とし、提供した実績に基づき実費精算すること。

と。

エ ヴィーガン、食物アレルギー、宗教上の制限等を有する参加者がいる場合は、必要に応じて個別に専用メニューを手配すること

オ 当日、一部参加者（ホストファミリー等／約130名を想定）に対して、本市が定める金額（1人あたり2,000円）の会費徴収業務を行い、当該会費を委託料と相殺、又は別途精算すること。

（参考）

名称：割烹石山 (<http://kappou-ishiyama.co.jp/>)

住所：栃木県那須塩原市本町5-5

## 6 業務内容（海外派遣：市公式派遣団）

### (1) 行程案の提案

ア 別紙「公式派遣団行程表（案）」を参考に、必須訪問先以外の交流・視察先を組み込んだ行程を提案すること。提案にあたっては、移動時間や休息に配慮した無理のないスケジュールとすること。なお、最終的な行程は、契約締結後の協議により確定させるものとする。

イ 現地の担当者等による説明や質疑応答、意見交換が可能な交流・視察先を提案すること。

ウ 関係機関との調整による日程変更や、別に市教育委員会が主催する「市中学生海外派遣団」との共同行程が発生する場合がある。これらを考慮し、行程の変更には柔軟に対応すること。

### (2) 航空券の手配

ア 市幹部職員4名はビジネスクラス、市職員4名はエコノミークラスの航空券を手配すること。

イ 機内での連絡調整を円滑に行うため、座席は可能な限り近接した場所に集約すること。

ウ 原則としてローコストキャリア（LCC）は除外すること。

エ ビジネスクラスの利用にあたっては、出発地及び乗り継ぎ地における空港ラウンジの利用を確保すること。

オ 航空運賃のほか、空港使用料、諸税、燃油サーチャージ等、航空券発券に伴う一切の費用を本業務に含めること。

内容	日時
往路出発便（日本発－オーストリア着）	10月6日（火）午前
復路出発便（オーストリア発－日本着）	10月13日（火）午前

### (3) 宿泊の手配

ア 表敬訪問等の利便性を考慮し、市内中心部又は治安が良好なホテル集積地を選定すること。なお、危機管理及び連絡体制の確保のため、原則として全員が同一ホテルに連泊するものとする。

イ 客室はシングルルーム又はツインルームのシングルユース（朝食付）とし、市幹部職員はスーパーリアクラス以上の客室を確保すること。また、緊急時に即時対応できるよう、日本語又は英語での対応が可能なホテルを選定すること。

ウ 連絡調整を円滑に行うため、客室は可能な限り隣室又は同一階に配置すること。

月日	場所	泊数
10月6日（火）～7日（水）	ウィーン市内	2泊
10月8日（木）～10日（土）	リンツ市内	3泊
10月11日（日）～12日（月）	ウィーン市内	2泊

### (4) 添乗員の手配

日本国内の出発空港から全行程に同行し、円滑なコミュニケーション及び業務支援が可能な添乗員を1名配置すること。なお、配置にあたっては以下の条件を満たすものとする。

ア 原則として、全行程を通じて同一の者が対応すること。

イ 添乗員の航空券はエコノミークラスとする。

ウ 緊急時の対応及び連絡調整に万全を期すため、宿泊施設は市公式派遣団と同一のホテルを確保すること。

### (5) 食事の手配

ア 昼食は1食4,000円程度、夕食は1食6,000円程度（ともに飲料代を含む）を目安とし、現地の食文化を反映しつつ、連日で料理の内容が重複しないよう配慮してレストランを選定

すること。

イ 原則として市公式派遣団8名分を以下の通り手配すること。なお、10月9日（金）の昼食は祝賀レセプションに含めるため、個別の手配は不要とする。

月日	場所	昼食	夕食	備考
10月6日（火）	ウィーン市内	-	8名	
10月7日（水）	ウィーン市内	8名	8名	
10月8日（木）	リンツ市内	8名	8名	
10月9日（金）	リンツ市内	-	8名	昼食は祝賀レセプション
10月10日（土）	リンツ市内	8名	8名	
10月11日（日）	ウィーン市内 ほか	8名	8名	
10月12日（月）	ウィーン市内	8名	8名	

(6) 移動手段（専用車）の手配

ア 行程に従い、運転員付きの専用車両を各区間で手配すること。

イ 公式派遣団と市民派遣団の車両は、混乗を避け、それぞれ個別に手配すること。

ウ 以下の表中の利用時間及び利用区間は現時点での予定であり、行程の変更に伴い調整が必要となる可能性があるため、柔軟に対応すること。

月日	場所	台数	時間	主な利用予定区間
10月6日（火）	国内	1台	4時間	那須塩原市役所→国内空港
10月6日（火）	ウィーン市内	1台	2時間	空港→宿泊ホテル
10月7日（水）	ウィーン市内	1台	10時間	宿泊ホテル→在オーストリア日本国大使館→関係機関→宿泊ホテル
10月8日（木）	ウィーン市内 ほか	1台	11時間	宿泊ホテル→関係機関→宿泊ホテル
10月9日（金）	リンツ市内	1台	10時間	宿泊ホテル→リンツ市役所→レセプション会場→関係機関→宿泊ホテル
10月10日（土）	リンツ市内	1台	10時間	宿泊ホテル→関係機関→宿泊ホテル
10月11日（日）	リンツ市内 ほか	1台	10時間	宿泊ホテル→関係機関→宿泊ホテル
10月12日（月）	ウィーン市内	1台	10時間	宿泊ホテル→関係機関→宿泊ホテル
10月13日（火）	ウィーン市内	1台	2時間	宿泊ホテル→空港
10月14日（水）	国内	1台	4時間	国内空港→那須塩原市役所

(7) 現地ガイドの手配

ア 日本語による日常会話及び円滑な意思疎通が可能な現地ガイドを1名手配し、行程中の支援（現地通貨の両替対応、諸手続きの補助等）を行うものとする。

イ 現地ガイドは原則として専用車両に同乗し、移動中及び訪問先での連絡調整にあたること。

月日	場所	人数・言語	備考
10月7日（水）	ウィーン市内	1名（独／英・日）	車両同乗
10月8日（木）	ウィーン市内 ほか	1名（独／英・日）	車両同乗
10月9日（金）	リンツ市内	1名（独／英・日）	車両同乗
10月10日（土）	リンツ市内	1名（独／英・日）	車両同乗
10月11日（日）	リンツ市内 ほか	1名（独／英・日）	車両同乗
10月12日（月）	ウィーン市内	1名（独／英・日）	車両同乗
10月13日（火）	ウィーン市内	1名（独／英・日）	車両同乗

(8) 専門通訳の手配

ア 10月9日（金）に実施するリンツ市役所への表敬訪問及び祝賀レセプションにおいて、高度な専門通訳（逐次通訳及び同時通訳が可能なレベル）を行う者を手配すること。なお、実施日時及び場所は現時点での予定であり、行程の変更に伴い調整が必要となる可能性がある。

イ ドイツ語又は英語と日本語の双方向において、外交儀礼（プロトコール）に基づいた適切な通訳が可能であること。

ウ 企画提案書において、現地通訳者の確保方法や経歴・実績の確認手段等、質の高い通訳者を安定して手配するための具体的な手法を明記すること。

月日	場所	人数・言語	備考
10月9日(金)	リンツ市内	2名(独/英・日)	

(9) 記念品・贈答品等の調達

- ア リンツ市長へ贈呈する記念品(10万円相当)及び現地要人向けの土産物(総額30万円相当)の選定・制作・調達を行うこと。
- イ 品目の選定にあたっては、本市の特色を反映し、かつ相手国の文化や慣習に配慮したものとする。なお、具体的な品目については、事前に本市と協議し、承認を得るものとする。
- ウ 贈呈用の包装(ラッピング)及び持ち運び用の手提げ袋を用意すること。
- エ 共同宣言等の調印式に使用する用紙、証書ホルダー、およびサインペーパー式を用意すること。

(10) 物品輸送の手配

- ア 日本からリンツ市への輸送  
現地で使用する物品(記念品、PR用パンフレット等)について、国際スピード郵便(EMS)等の適切な手段を用いて発送し、現地(宿泊先等)での受領及び保管を確実に手配すること。  
想定数量: 20kg相当×3箱程度
- イ リンツ市から日本への輸送  
現地訪問先より贈呈された記念品等の物品について、帰国後、速やかに下記の指定所在地まで輸送する手配を行うこと。なお、これに伴う輸送費用も本業務に含めるものとする。  
想定数量: 20kg相当×1箱程度

(送付先)

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2  
那須塩原市市民生活部市民協働推進課

(11) 通信機器等の手配

- ア オーストリア国内において、安定した音声通話及びデータ通信が可能な機器一式を手配すること。
- イ 機器の引き渡しは10月2日(金)までに行い、返却は10月19日(月)までに行うものとする。なお、引き渡し場所及び方法については、本市と協議の上、決定すること。
- ウ 手配する機器の構成及び仕様は以下の通りとする。

項目	数量	仕様・備考
携帯電話	2台	オーストリア国内及び日本への通話が可能なもの。 ※通話料は1日あたり30分/台を想定。
モバイルPC	2台	Wi-Fi ルーター経由でインターネット接続が可能なもの。 <推奨スペック> OS: Windows 11 以上 メモリ: 8GB 以上 / ストレージ: SSD 256GB 以上 解像度: 1920×1080 (フルHD) 以上
携帯翻訳機	2台	「ポケットーク」と同等以上の性能を有し、ドイツ語・英語・日本語の双方向翻訳が可能なもの。
Wi-Fi ルーター	2台	オーストリア国内で利用が可能なもの。1日あたりのデータ通信量は無制限とすること。

(12) その他の業務

- ア 公式派遣団の円滑な行動を支援するため、詳細な行程、訪問先情報、緊急連絡先、現地マナー、出入国手続き等をまとめたロジスティクスブックを電子データ(PDF形式等)で作成し、出発前に市民協働推進課に納品すること。
- イ 公式派遣団8名を対象として、適切な補償内容(治療費・救済者費用等に重点を置いたもの)を備えた海外旅行保険の加入手続きを行うこと。なお、保険料は本業務に含めるものとする。

7 業務内容(市民派遣団向けの旅行商品の企画・公募・販売)

- (1) 市民及び市内通勤・通学者等を対象としたオーストリア(ウィーン市及びリンツ市)への旅行商品を企画・販売し、参加者に対する航空券、宿泊、現地移動等の手配を一括して行うこと。

- (2) 募集案内等の作成に係る企画募集経費を除き、参加者の渡航に要する一切の経費（航空券、空港使用料、諸税、燃油サーチャージ、宿泊費、現地食費、海外旅行保険料等）は参加者個人の負担とし、本業務の委託料には計上しないこと。
- (3) 本業務の受託者として決定した場合は、5月22日（金）までに募集案内（チラシ、旅行条件書、申込書等）を電子データ（PDF形式等）で作成し、市民協働推進課に納品すること。また、本市と連携し、広く参加者を募集すること。
- (4) 参加希望者が少数の場合（最少催行人数に達しない場合等）は、本市と受託者が協議の上、事業の中止又は実施方法の再検討を行うものとする。
- (5) 市民派遣団は、原則として市公式派遣団に同行するが、行程の都合により別行動となる場合においても、受託者の添乗員等により市民派遣団のみで安全かつ円滑に交流・視察が遂行できる企画内容とすること。
- (6) 本市は市民派遣団の募集に関し、周知協力を行うが、旅行契約は受託者と参加者個人の間で締結されるものであり、渡航中の事故やキャンセル料等のトラブルについて、本市は一切の責任を負わないものとする。

## 8 業務内容（海外派遣：10周年記念祝賀レセプション）

※リンツ市側との協議・調整の結果、本業務を実施しない、又は内容を変更する場合がある。

### (1) 会場設営及び運営

リンツ市内のレセプション会場の予約・確保及び会場設営（看板、受付、音響、座席配置等）を行うこと。

### (2) 食事の手配

ア 1名あたり10,000円程度（飲料代を含む）の食事を、130名分程度提供すること。

イ ヴィーガン、食物アレルギー、宗教上の制限等を有する参加者がいる場合は、必要に応じて個別に専用メニューを手配すること。

ウ 可能であれば、那須塩原市の特産品（農産品、日本酒等）を1～2品メニューに組み込む、又は提供できるよう会場側と調整すること。なお、特産品の輸送・搬入が必要な場合は、「6 業務内容（海外派遣：市公式派遣団）(10) 物品輸送の手配」に基づき対応するとともに、オーストリアの検疫及び通関基準を事前に確認し、持ち込みの可否判断や必要な諸手続きを代行すること。

エ 受託者は、以下の候補地又はこれらと同等以上の施設を検討し、本市と協議の上決定すること。

(候補地)

- 1 名称: Alte Welt (<https://altewelt.at/>)  
住所: Hauptplatz 4, 4020 Linz
- 2 名称: Lentos Restaurant (<https://www.lentos-gastro.net/de/>)  
住所: Ernst-Koref-Promenade 1, 4020 Linz
- 3 名称: Pöstlingberg Schössl (<https://poestlingberg.at/>)  
住所: Am Pöstlingberg 14, 4040 Linz
- 4 名称: Bruckner's im Brucknerhaus (<https://brucknerslinz.at/>)  
住所: Untere Donaulände 7, 4010 Linz
- 5 名称: Palais Kaufmännischer Verein (<https://www.palaislinz.at/>)  
住所: Bismarckstraße 1, 4020 Linz

## 9 実績報告書及び成果品等の提出

受託者は令和9年1月29日（金）までに本業務の実施内容を網羅した報告書を作成し、以下の成果品を添えて、市民生活部市民協働推進課に提出するものとする。

ア 実績報告書（A4版カラー） 3部

イ 実績報告書の電子データ（CD-R又はDVD-R） 1枚

## 10 支払方法

- (1) 委託料の支払いは、原則として本業務完了後の検査を経て、精算払いにより行うものとする。
- (2) 委託料の支払いは日本円とし、日本国内の受託者名義の指定口座への振込により行うものとする。
- (3) 受託者からの申請に基づき、契約額の半額を上限として概算払いができるものとする。

- (4) 本業務終了後の精算において、実際の精算額を上回る額が既に概算払いされている場合には、受託者はその超過額を速やかに本市に返還しなければならない。

#### 11 特記事項

- (1) 本市が必要と認めるときは、本業務に関する打ち合わせを、本市が指定する方法（対面、オンライン等）により行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を第三者に一括して再委託することはできない。ただし、本業務の一部を委託する必要がある場合は、事前に本市と協議し、承諾を得た上で実施することができる。
- (3) 受託者が本業務を実施するに当たって取り扱う個人情報、那須塩原市個人情報保護条例（平成20年条例第32号）に基づき、その取扱いに十分留意すること。
- (4) 不測の事態により事業が中止となった場合の委託料は、予算の範囲内において、中止時点までに現に要した直接的な費用を上限とし、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (5) 本仕様書の内容は現時点での予定であり、今後の情勢や諸条件の変化により変更が生じる可能性がある。
- (6) 契約締結後、本業務の内容や契約金額に変更が生じた場合は、速やかに変更契約等の必要な手続きを行うものとする。
- (7) 本仕様書の内容に疑義が生じた事項、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (8) 渡航先で事故、急病、テロ、自然災害等の不測の事態が発生した場合に備え、24時間体制の現地サポート窓口や日本語による支援体制を確保し、その詳細を事前に明示すること。
- (9) ETIAS（欧州渡航情報認証制度）等の最新の入国条件を常に把握し、国内外の関係機関と連携の上、渡航認証の申請代行、出入国に必要な書類作成及びこれに伴う支援業務を円滑に遂行すること。

#### 12 担当課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2  
市民生活部市民協働推進課ダイバーシティ推進係  
電話：0287-62-7019 FAX：0287-62-7500  
メール：[shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp](mailto:shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp)

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うための個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報の保護に関する法令及び那須塩原市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、受託者は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法令を遵守すること。

### (秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (管理責任者等の選任)

第3条 受託者は、設計図書に定める場合には、個人情報の取扱いに関する管理責任者等を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の管理責任者等を変更する場合には、あらかじめ委託者に報告しなければならない。

### (目的外利用の禁止等)

第4条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、業務に係る個人情報を当該業務を処理する目的以外に利用してはならない。

### (収集の制限)

第5条 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (再委託の禁止等)

第6条 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、業務に係る個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。

2 受託者は、委託者の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対し全ての責任を負うとともに、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再受託者とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。

3 前2項の規定は、再受託者が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

### (複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (個人情報の安全管理措置)

第8条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため必要な措置を講じなければならない。

### (事故発生時における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときには、直ちに委託者に報告し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報等の返還、破棄又は消去)

第10条 受託者は、業務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報又は個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還、破棄又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項に規定にかかわらず、受託者は、当該個人情報等を委託者の指示に基づき破棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断そのほか当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 業務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき事由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この個人情報取扱特記事項に違反し、業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(点検の実施)

第12条 受託者は、委託者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに委託者に報告しなければならない。

(監査・検査への協力等)

第13条 委託者は、受託者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受託者及び再受託者に報告を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者及び再受託者に対し、個人情報の取扱い状況を監査・検査することができる。

# 公式派遣団行程表(案)

同行予定:○

日次	月日	曜日	内容	移動方法	市中学生海外派遣団	市民派遣団	食事	備考
1	10月6日	(火)	0530 那須塩原市役所発 0800 成田又は羽田空港着 1100 成田又は羽田空港発 1830 ウィーン国際空港着 1900 宿泊ホテル着(ウィーン市内)	専用バス 専用バス 飛行機 飛行機 専用車			朝:- 昼:機内 夕:○ 泊:○	
2	10月7日	(水)	0930 宿泊ホテル発(ウィーン市内) 1000 在オーストリア日本国大使館 1200 昼食 1400 <b>ウィーン市内視察・研修</b> 1900 宿泊ホテル着(ウィーン市内)	専用車 専用車 専用車 専用車 専用車	○	○	朝:○ 昼:○ 夕:○ 泊:○	Japanische Botschaft in Österreich Hessgasse 6, 1010 Wien, Austria  <b>※要提案</b>
3	10月8日	(木)	0800 宿泊ホテル発(ウィーン市内) 1030 アルス・エレクトロニカ・センター 1200 昼食 1400 オウホフ校 1900 宿泊ホテル着(リンツ市内)	専用車 専用車 専用車 専用車 専用車	○	○	朝:○ 昼:○ 夕:○ 泊:○	Ars Electronica Center Ars-Electronica-Straße 1, 4040 Linz, Austria  Europagymnasium Auhof Aubrunnerweg 4, 4040 Linz, Austria
4	10月9日	(金)	0930 宿泊ホテル発(リンツ市内) 1000 リンツ市庁舎 1200 <b>祝賀レセプション</b> 1500 アダルベルト・シュティフター校 1900 宿泊ホテル着(リンツ市内)	専用車 専用車 専用車 専用車 専用車	○	○	朝:○ 昼:○ 夕:○ 泊:○	Altes Rathaus (Old Town Hall) Hauptplatz 1, 4041 Linz, Austria  <b>※要提案</b> Adalbert-Stifter-Gymnasium Stifterstraße 27, 4020 Linz, Austria

日次	月日	曜日	内容	移動方法	市中学生海外派遣団	市民派遣団	食事	備考
5	10月10日	(土)	0930 宿泊ホテル発(リンツ市内) 1000 シュタイレック城 1200 昼食 1400 リンツ市内視察・研修 1900 宿泊ホテル着(リンツ市内)	専用車 専用車 専用車 専用車 専用車		○	朝:○ 昼:○ 夕:○ 泊:○	Schloss Steyregg Schloßberg 1, 4221 Steyregg, Austria  ※要提案
6	10月11日	(日)	0930 宿泊ホテル発(リンツ市内) 1130 オーストリア国内視察・研修 1200 昼食 1900 宿泊ホテル着(ウィーン市内)	専用車 専用車 専用車 専用車			朝:○ 昼:○ 夕:○ 泊:○	※要提案
7	10月12日	(月)	0930 宿泊ホテル発(ウィーン市内) 1000 ウィーン市内視察・研修 1200 昼食 1400 ウィーン大学 1900 宿泊ホテル着(ウィーン市内)	専用車 専用車 専用車 専用車 専用車			朝:○ 昼:○ 夕:○ 泊:○	※要提案  University of Vienna (Universität Wien) Universitätsring 1, 1010 Wien, Austria
8	10月13日	(火)	0700 宿泊ホテル発(ウィーン市内) 0730 ウィーン国際空港着 1030 ウィーン国際空港発	専用車 飛行機 飛行機			朝:○ 昼:機内 夕:機内 泊:機内	
9	10月14日	(水)	0930 成田又は羽田空港着 1030 成田又は羽田空港発 1300 那須塩原市役所着	飛行機 専用バス 専用バス			朝:機内 昼:- 夕:- 泊:-	

**【必須訪問先】**

ウィーン市内	在オーストリア日本国大使館、ウィーン大学
リンツ市内	リンツ市庁舎、アルス・エレクトロニカ・センター、オウホフ校、アダルベルトシュティフター校、シュタイレック城

上記の必須訪問先の他、オーストリア及びリンツ市の産業、観光、農業、観光、教育、歴史、文化、社会事情等の理解促進に適した研修、視察先を提案すること。

**【提案例】**

ウィーン市内	シュピッテラウ焼却施設、武田製薬オーストリア工場、ウィーン国立歌劇場、シュテファン大聖堂、ウィーン歴史地区、シェーンブルン宮殿 など
リンツ市内	タバコファブリーク・リンツ、フェストアルピーネ・シュタールヴェルト、新大聖堂、ブルックナーハウス など
オーストリア国内	ヴァッハウ渓谷、バーデン・バイ・ウィーン、ハルシュタット など